

No.20

令和8年
8月発行

白川町

高齢者や障がいをもつ方、
そのご家族の様々な相談に応じる
総合相談窓口です。

地域包括支援センター だより

住み慣れた白川町で、いつまでも安心して暮らし続けるために

- 保健師、ケアマネジャー、社会福祉士が相談に応じ、必要なサービスや支援機関につなげます。
- ご相談いただいた内容は、関係する機関だけで共有し、個人の情報は固く守られます。



地域包括支援センターの主な4つの役割

1 総合相談支援

高齢者やご家族の
さまざまな相談に
応じます。



2 介護予防 ケアマネジメント

介護予防の取り組みや、
生活を支えるサービスの
利用を支援します。



3 地域づくり・ ネットワークづくり

地域の関係機関と連携し、
住みやすい
まちづくりを進めます。



4 権利擁護

高齢者の権利を守り、
安心して暮らせるよう
支援します。





1 さまざまな相談に応じます。（総合相談）



転倒骨折・認知症・病院退院後の生活・足や腰の痛みなど体の悩み、買い物や料理が困難・お風呂が不安・掃除が出来ないなど生活の悩み、まずはお気軽にお電話をください。



直接、地域包括支援センターにお越しいただいても結構です。
必要に応じて、ご自宅へ伺います。



その場で解決できないことは、関係者と連携しながら、一緒に考えていきます。



2 自立した生活を支援します。 （介護予防ケアマネジメント）



要支援と認定された方や、今後介護が必要となる可能性のある方の介護予防ケアプランを作成し、総合的で効果的にサービスが提供されるよう検討します。



介護予防サービスやサロン、介護予防講座の案内を行います。

サロンなどで
出前講座も
行います



自分のことが自分で出来る年齢（健康寿命）を伸ばすために、健康づくり・介護予防の取り組みを支援します。



3 暮らしやすい地域づくりのために、 いろいろな関係機関と連携します。 （地域づくり・ネットワークづくり）



ケアマネジャー・介護サービス事業所・医療機関・社会福祉協議会などの専門職と連携し、みなさまが住み慣れた地域で安心して生活ができるようネットワークづくりを行います。



安心して生活できるよう 権利と尊厳を守ります（権利擁護）



せいねんこうけんせいど

成年後見制度

認知症や障がいなどで、1人で契約や財産管理をすることに不安や心配がある人をお手伝いする制度です。総合相談係内に設置している「成年後見支援センター」は、成年後見制度の相談窓口です。



消費者被害の防止

悪質な詐欺商法など消費者被害の相談を受けつけ、消費生活相談窓口と情報を共有しています。



高齢者虐待・障がい者虐待の防止(虐待の相談窓口)

虐待を受けたと思われる高齢者や障がい者を発見した時は、市町村等に通報しなければならないという義務が定められており、通報者の秘密は固く守られます。介護が大変、虐待してしまいそう、といった相談もできます。

高齢のご家族がいらっしゃる方へ・・・

地域包括支援センターは民生委員や福祉サービス事業所と連携して地域を見守っています。介護は「必要になってから」ではなく、「困り始めた時」が相談のタイミングです。早めの相談により介護保険サービス以外にも見守りや配食サービスなど、様々な選択肢から本人の意思を尊重しながら支援方法を一緒に考えます。

また、親と離れて暮らす子が高齢になる親の生活を把握しづらいという声を聞きます。いざという時のために、将来どのような生活・介護・医療を希望しているか、話をする時間を作る中で、親の普段の生活の様子を知っていただくとよりスムーズに支援の話ができると思います。

- ◆普段どのような生活をしている？(どこに出かけている？日課は？利用サービスは？)
- ◆近くに相談できる人はいる？(近所の〇〇さん、民生委員の〇〇さん等々)

また、親が体調をくずした時や緊急時に誰に連絡すればよいか分からない、スムーズに支援へつなげることができないといったことがあります。近所の人や民生委員などに連絡先を伝えておき、何かあった時に連絡しやすい関係づくりをしておきましょう。

- ◆緊急時の連絡先は？（病院はどこ？家族は誰に連絡すればいい？）

↑上記の◆の内容を参考に、一度ご確認ください。

困りごとや心配なことがありましたら地域包括支援センターまでご相談ください。

お知らせ

地域包括支援センターが白川町役場新庁舎内へ移転しました！

1 階の保健福祉課総合相談係にてお待ちしております。

総合相談係には地域包括支援センターだけでなく基幹相談支援センターと成年後見支援センターがあります。

ご用の際は事前にご連絡をいただくと大変助かります。



総合相談係職員



私たちが相談をお受けします！
秘密は厳守しますのでお気軽にご相談ください。

新庁舎へのアクセス



ご相談・お問い合わせはこちらまで

白川町役場保健福祉課 総合相談係
白川町地域包括支援センター
基幹相談支援センター
成年後見支援センター

◆ 電話番号

0574-74-0808(直通)

0574-70-1328(総合相談係直通)

◆ 住所

〒509-1192
岐阜県加茂郡白川町河岐 1705-2
白川町役場 1 階

◆ メール

houkatsu@town.shirakawa.lg.jp

